

食品安全委員会（第520回会合）議事概要

日 時：平成26年7月1日（火） 14：00～14：45
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか6名出席
傍聴者：報道1名、行政機関1名、一般5名

議事概要

（1）平成25年食中毒発生状況の概要について

→厚生労働省から説明。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「クロチアニジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ピリフルキナゾン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「ジクロベニル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ジクロベニルの一日摂取許容量を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。